

平成二十七年二月二十五日提出
質問第九八号

子どもが発する声等に関する質問主意書

提出者 中根康浩

子どもが発する声等に関する質問主意書

幼稚園、保育所、学校等における子どもの声が「騒音」として近隣住民とのトラブルの原因となることがある。

子どもが発する、話し声、歌声、笑い声、泣き声、叫び声、あるいは、遊戯、踊り、運動、音楽活動などによる音や声等は、子どもの成長のため自然、かつ、必要なものであり、国民が受認しなければならぬものとも考える。また、幼稚園、保育所、学校等の運営者が、子どもが発する声や音を「騒音」として訴訟のリスクにさらされることは、児童保育施設の整備や充実を阻害する要因と考える。

この観点から以降の質問をする。

一 子どもの発する話し声、歌声、笑い声、泣き声、叫び声、あるいは、遊戯、踊り、運動、音楽活動などによる音や声等は、我が国の法体系において「騒音」と位置付けられているか。政府の見解を示されたらいい。

二 もし、一で示したような子どもが発する声や音等が「騒音」とされている場合が法律上あるとすれば、規制が加えられる対象から「子どもから発せられる声や音」を除くよう法改正をすべきと考える。政府の

見解を示されたい。

右質問する。